

輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等についての概要

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催しました。この検討会において消防本部の体制強化や地震火災対策の推進などの消防防災対策のあり方について、報告書（令和6年7月）がとりまとめられました。

報告書においては、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画について、各消防本部の事例を踏まえつつ、計画例を示すことが必要であると提言されております。

また、震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、火災が拡大する危険性があることから、各消防本部において策定している木造密集地域における火災防ぎよ計画について、震災時の活動を勘案した計画として見直しを行うことが必要であると提言されております。

さらに、震災時には断水等により消防水利の確保が困難となることから、消防庁は、各消防本部が策定すべき遠距離送水計画に盛り込むべき事項等を示す必要があると提言されております。

これらの提言を受け、消防庁では、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会」を開催し、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）や各消防本部において計画の策定等を行う際の留意事項をとりまとめ、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）を発出しました。

各消防本部においては、すでに計画を策定している場合は計画の再確認・見直しを、計画を策定していない場合は計画の策定を行うことが必要であることから、切迫する大規模地震・津波災害等に備えるため、計画の策定等に可能な限り早期に着手し、気象台など関係機関を交えた検討体制の構築や、津波警報等の種類などに応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションの実施など、必要な取組を進めていくことが重要である旨を示したところです。

本誌では、計画策定の際の留意事項と計画（例）の主な内容を紹介します。

2 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定の際の留意事項の主な内容

津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、以下の事項に留意して、計画（例）を参考に、地域の実情に応じ、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画を策定することが重要です。

(1) 基本的事項

- ① 計画の策定にあたっては、津波による影響は地域ごとに異なるため、津波の地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ気象台や有識者など専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、計画を策定すること
- ② 計画の策定にあたっては、地域の実情に応じ、すでに策定している消防本部からの助言等の活用や、隣接した消防本部間等において連携・協力による共同での計画の策定・運用を検討すること
- ③ 計画の内容について消防団とも共有し、連携を図ること

(2) 関係機関との連携

- ① 平時から、管轄する地域の気象台とのリスクコミュニケーションを通じて、津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時の円滑な連携のため、顔の見える関係を構築すること
- ② 津波災害時の活動隊員の避難経路については、住民の避難方法や道路幅員などの要因により、渋滞が発生する可能性があるため、複数の退避経路や緊急車両等の退避経路について市町村の担当部署と検討すること
- ③ 地震、津波災害時の道路啓開、がれきの撤去のため、必要に応じ、民間事業者との協定を結び、早期に緊急車両の通行等を可能とする体制を確保すること

(3) 119番通報受付体制

大規模災害時の119番通報輻輳に備え、指令センターの機能強化、出動部隊の選定などの部隊運用の消防署への移行、消防署で通報を受け付ける体制への移行などの対策を事前に検討すること

(4) 消防水利の確保

- ① 震災時にも活用可能な耐震性貯水槽の整備を推進すること。特に、津波浸水想定区域内における火災で使用することを想定し、津波浸水想定区域外への大容量の耐震性貯水槽の整備や、耐震性貯水槽の分散・追加配置などの対策をすすめること
- ② 津波浸水想定区域や木造密集地域での火災など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において、活動隊員の安全を確保した消火活動が可能な無人走行放水ロボット等の整備、活用を検討すること

(5) その他

- ① 関係機関を交え、計画に基づく訓練を踏まえ、必要に応じて計画を見直すほか、被害想定の変更や技術革新に応じて、定期的に計画を見直すこと
- ② 津波浸水の危険がある地域においては、迅速に避難することが重要であることから、市町村の担当部署と連携し、事前に地域住民に津波災害時の避難行動について指導を行うこと。また、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することについて、地域住民への周知及び理解を求めておくこと

3 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）の主な内容

大津波警報、津波警報または注意報の発表に伴う津波警戒時の消防活動について、事前対策、災害時の部隊運用及び安全確保に関し基本的事項を定め、安全・的確な消防活動に万全を期すことを目的とした計画の例として以下に主な内容を示します。

(1) 活動方針

- ・ 消防力の維持及び消防活動の継続を可能とするため、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することを基本とし、安全を確保したうえで消防活動を実施
- ・ 火災は、初期段階での対処が拡大防止に有効なことから火災対応を優先としつつ、より多くの人命の安全を確保するため人命救助活動を実施

(2) 事前対策

- ① 災害対応体制の確立
 - ・ 消防庁舎の耐震化・耐浪化、代替場所の指定、複数の通信手段の確保
 - ・ 震災時に活用可能と想定される水利の指定
 - ・ 木造密集地域での延焼阻止線の設定
 - ・ 遠距離送水体制の整備（取水場所からの送水経路・ホース本数等の指定）
 - ・ 計画に基づく訓練の実施及び訓練後の検証による計画の見直し
 - ・ 気象台担当部署とのホットラインなど情報収集体制の構築
- ② 想定される津波高や警報等の種類に応じた活動可能区域の設定
- ③ 活動隊員の退避ルート、安全退避場所の設定

(3) 災害時の対応

- ① 初動対応
 - ・ 津波による危険が迫れば退避することを基本としつつ、津波到達予想時刻や予想津波高を考慮し、可能な場合に初動対応を実施
 - ・ 遠距離送水体制等を踏まえた消防水利の確保・活用
- ② 部隊運用の方策
 - ・ 状況に応じ、出動部隊の選定や通報の受付を本部から署所へ切替
 - ・ 消防力劣勢時の出動部隊数の設定、延焼阻止線を設定した活動
 - ・ 状況に応じ、協定締結事業者へ道路啓開要請
- ③ 情報収集・連絡体制／安全管理・監視／退路等の確認
 - ・ 気象台担当部署とのホットライン等を通じた情報収集
 - ・ ヘリ、ドローン、高所監視カメラ等、津波監視体制の活用
- ④ 津波到達予想時刻を勘案した活動可能時間の設定
 - ・ 津波到達が早い想定地域は住民の避難誘導を行いつつ退避を優先
 - ・ 津波到達までに一定の時間がある地域は、到達予想時刻を基に出動・退避に要する時間、退避に係る安全時間を考慮し活動可能時間を判断
- ⑤ 津波到達予想時刻以降の進出が可能な区域の確認
 - ・ あらかじめ設定した活動可能区域を基に、津波の推移、災害発生場所、部隊体制等を総合的に勘案し、安全が確保できる場合は活動を実施
 - ・ 進出が困難な区域については、進出可能区域からの放水のほか、ヘリ、無人走行放水ロボット等を活用し、安全を確保した消防活動を実施

4 おわりに

計画の策定にあたっては、計画（例）を参考に、都道府県や市町村の担当部署と連携しつつ、气象台や有識者などの意見を踏まえた内容とするとともに、必要に応じ専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、地域の実情に応じた計画とすることが必要です。

専門家を招聘し開催する検討会に要する経費や活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、計画策定に要する経費について、令和7年度特別交付税の算定対象となっているため、これらの措置を活用し、計画策定の早期に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

また、津波浸水想定区域を管轄しない消防本部においても、震災時は、木造密集地域で火災が発生した場合に延焼拡大の危険性が高いこと、断水等により水利の確保が困難となることから「震災時の木造密集地域での活動を勘案した計画」の再確認・見直しや「遠距離送水計画」の策定に取り組むことが必要です。

なお、今後、計画の策定状況及び計画に基づいた訓練の実施状況等について消防庁からフォローアップ調査を実施する予定としております。

全国の消防本部において、地域の実情を踏まえた地震・津波時の消防活動計画等の策定や必要な資機材等の整備、地震火災対策などの消防防災対策が着実に実施されるよう、消防庁においても、消防本部や地域の声に耳を傾け、時代に即した消防防災力の向上に全力を尽くしていく所存であります。

注) 本記事は、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）をもとに、令和7年3月に執筆したものです。

（参考文献）

総務省消防庁「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」、令和6年7月

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/post/149/03/houkokusyo.pdf

「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付 消防消第410号）

https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/1216_tusnamikeikaku.pdf

問合せ先

消防庁消防救急課
TEL：03-5253-7522